

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業における事業契約の締結について

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業について、平成 29 年 2 月 8 日付けで事業契約を締結いたしましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき公表いたします。

平成 29 年 2 月 14 日

川西市長 大塩 民生

1. 公共施設等の名称

川西市立小中学校及び幼稚園等

2. 公共施設等の立地

川西市久代 3 丁目 他

3. 選定事業者の商号又は名称

兵庫県神戸市中央区小野柄通 7 丁目 1 番 1 号

ダイダン株式会社神戸支店

支店長 梅山 聡

4. 公共施設等の整備等の内容

川西市内の小中学校及び幼稚園等 28 校園の普通教室等への空調設備の設計、施工、維持管理等の業務の実施。

5. 契約期間

自 川西市議会における本契約議案の議決のあった日（平成 29 年 2 月 8 日）

至 平成 42 年 3 月 31 日

6. 契約金額

2,919,532,000 円（内、消費税及び地方消費税相当額 213,808,000 円）

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項の通りである。

(市による契約解除)

第 73 条 市は、各構成企業が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 支払の停止、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。

(2) 各構成企業が振出し又は引き受けた手形又は小切手に不渡りがあったとき。

(3) 各構成企業が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて 1 箇月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

(4) 各構成企業の責めに帰すべき事由により、連続して 30 日間（構成企業が書面をもって説明し、市が認めた場合にあっては、相当の期間）以上本事業を行わなかったとき。

(5) 各構成企業の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。

(6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。

2 市は、各構成企業が次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、代表企業に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 各構成企業が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて市が理由の説明を求めても当該遅延について各構成企業から市が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2) 各構成企業の責めに帰すべき事由により、工期内に新規設備が完成せず、かつ、工期経過後 60 日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 各構成企業が、第 65 条第 5 項及び第 71 条第 1 項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から 3 箇月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。

(4) 各構成企業が、第 51 条第 2 項に規定する半期報告書又は同条第 3 項に規定す

る年度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第 72 条に定める対価の返還を行わなかったとき。

(5) その他各構成企業が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 全ての新規設備が市に引き渡された後に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、全ての新規設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合
ア 市は代表企業に対し、設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる

ウ 構成企業は、市に対し、解除に伴う違約金として、1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

(2) 解除時に、一部の新規設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合
ア 市は、業務水準どおりの性能が維持されている新規設備については、代表企業に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、構成企業が、当該新規設備を業務水準どおりの性能に補修（交換の他、既存冷媒管の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）するまで、当該新規設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の代表企業に対する支払いを留保する。ただし、市が、当該新規設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額の支払いを認めた場合で、構成企業がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、市は、代表企業に対し、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した金員を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

エ 構成企業は、市に対し、解除に伴う違約金として、1 事業年度の維持管理の

サービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。

4 全ての新規設備が市に引き渡された後に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備が、全て業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は、一部解除の対象となった新規設備の設計・施工等のサービス対価についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、代表企業に対し、第66条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

ウ 構成企業は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている新規設備については、代表企業に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第66条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、前項第2号イを準用する。

ウ 市は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

エ 構成企業は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の新規設備の1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。

オ 市は、解除対象とならない新規設備の設計・施工等のサービス対価については、代表企業に対し、第9章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

5 全ての新規設備が市に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、施工企業は、市に対し、速やかに解除

に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還するとともに、市の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。）から割賦手数料を控除した金額の10分の1を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び市の実損害等の実情を勘案したうえで、市の判断において、違約金の額を減額することがある。

6 全ての新規設備が市に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、市が施工企業に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、施工企業は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、構成企業は市に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、市の判断において、減額する場合があることは前項ただし書きのとおり）市は、代表企業の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、市が構成企業に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。

7 市は、本条に基づき構成企業が市に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、構成企業が市に差し入れている第43条の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。

8 構成企業は、本条に基づく解除により市が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。

（独占禁止法違反等を理由とする市による契約解除）

第74条 市は、構成企業又は協力企業につき、本件契約に関して次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業又は協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を受け又は、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したと

き。

(2) 構成企業又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。

(3) 構成企業又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(4) その他構成企業又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第 1 号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 市は、構成企業又は協力企業が、以下の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第 11 条第 1 項の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 第 11 条第 3 項ないし第 5 項の定めに反し、各項の報告を怠ったとき。

(3) 第 11 条第 4 項の定めに反し、第三者との契約を解除しなかったとき。

(4) 第 11 条第 6 項の市の求めに反し、第三者との契約を締結し又は、第三者との契約を解除しなかったとき。

3 構成企業は、本事業を、第 1 項又は前項各号に掲げるいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第 1 項又は前項各号に掲げるいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。

4 構成企業は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないように措置をとったうえで、その旨を市に報告しなければならない。構成企業がかかる措置を直ちにとらない場合、市は、本件契約を解除することができる。

5 市が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全ての新規設備が市に引き渡された後に本件契約が全部解除された場合は、第 73 条第 3 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号アからウまでの規定を準用する。

(2) 全ての新規設備が市に引き渡された後に本件契約が一部解除された場合は、第 73 条第 4 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号アからウ及びオまでの規定を準用する。

(3) 全ての新規設備が市に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第73条第5項ないし第7項の規定を準用する。

6 市が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての新規設備が市に引き渡される前に、構成企業が第1項及び第2項の各号に掲げるいずれかに該当することが発覚した場合、構成企業は、自ら及び協力企業をして、連帯せしめたるうえ、市に対し、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。）から割賦手数料を控除した金額の10分の1を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び市の実損害等の実情を勘案したうえで、市の判断において、違約金の額を減額することがある。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途構成企業に損害賠償請求を行うことができる。なお、市と構成企業との間で締結された基本協定書第8条第2項に基づき、構成企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、構成企業は本項の支払い義務を免れるものとする。

7 市が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての新規設備が市に引き渡された後に、構成企業が第1項及び第2項の各号に掲げるいずれかに該当することが発覚した場合、構成企業は、自ら及び構成企業及び協力企業をして、連帯せしめたるうえ、1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）

の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途構成企業に損害賠償請求を行うことができる。なお、市と構成企業との間で締結された基本協定書第8条第2項に基づき、構成企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、構成企業は本項の支払い義務を免れるものとする。

8 構成企業が、第1項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、市が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が新規設備の引渡し前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が新規設備の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、解除の対象となる業務（市が解除しない場合には、仮に解除するとすれば対象となるべき業務）の当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の100分の5の違約金

を別途支払うものとする。なお、市と構成企業との間で締結された基本協定書第 8 条第 3 項に基づき、構成企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、構成企業は本項の支払い義務を免れるものとする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する確定した命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項（又は同条 8 項）の規定の適用があるとき。

(2) 構成企業が市に第 1 項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

9 構成企業について、第 1 項及び第 2 項の各号に掲げるいずれかに該当することが発覚し、これにより市が被った損害額が、第 6 項又は第 7 項の違約金の額（第 8 項の違約金に加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、市が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を市の請求に基づき支払わなければならない。ただし、市は、構成企業が市に差し入れている第 43 条に基づく契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

（構成企業による契約解除）

第 75 条 市が、市の責めに帰すべき事由により、代表企業に対する支払いを遅延し、かつ、市が代表企業から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお市が当該支払いを行わないときは、代表企業は、市に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。代表企業に対する支払いが遅延した場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に従い計算した額（1 年を 365 日として日割り計算）を代表企業に対して遅延損害金として支払うものとする。

2 市が、市の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、

代表企業から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、代表企業は市に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。

3 全ての新規設備が市に引き渡された後に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、全ての新規設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は代表企業に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

ウ 市は、構成企業に対し、本件契約の全部解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(2) 解除時に、一部の新規設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、業務水準どおりの性能が維持されている新規設備については、代表企業に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、構成企業が、当該新規設備を業務水準どおりの性能に補修（交換の他、既存冷媒管の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）するまで、当該新規設備にかかる解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の支払いを留保する。ただし、市が、当該新規設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするために要する相当額の支払いを認めた場合で、構成企業がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、市は、代表企業に対し、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した金員を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

エ 市は、構成企業に対し、本件契約の全部解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

4 全ての新規設備が市に引き渡された後に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が一部解除（一部解除の単位は室単位とする。）された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備が、すべて業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は、一部解除の対象となった新規設備の設計・施工等のサービス対価についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、代表企業に対し、第 66 条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

ウ 市は、構成企業に対し、本件契約の一部解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内で賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった新規設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている新規設備については、代表企業に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない新規設備については、前項第 2 号イを準用する。

ウ 市は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

エ 市は、構成企業に対し、本件契約の一部解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

オ 市は、解除対象とならない新規設備の設計・施工等のサービス対価については、代表企業に対し、第 9 章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

5 全ての新規設備が市に引き渡される前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、施工企業は、市に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還するものとし、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、

負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

6 全ての新規設備が市に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が施工企業に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、施工企業は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、代表企業に対し、新規設備の出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

7 第1項又は第2項に基づき本件契約が全部解除された場合において、構成企業が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、構成企業が市に申し出たときは、市は構成企業に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(学校又は幼稚園の統合整備等に伴う一部解除)

第76条 第60条に基づき、新規設備が別の学校又は幼稚園の普通教室等又は事業実施

場所における他の普通教室等に移設されない場合には、当該移設されない新規設備に関する契約は一部解除できるものとする。

2 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市は、解除の対象となった新規設備の設計・施工等のサービス対価についても、代表企業に対し、第66条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ただし、解除の対象となった新規設備のうち、業務水準どおりの性能を維持していない新規設備がある場合、当該新規設備については、第75条第3項第2号イを準用する。

(2) 市は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

(3) 市は、構成企業に対し、本件契約の一部解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(任意解除権の留保)

第 77 条 市は、理由の如何を問わず、180 日以上前に代表企業に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。ただし、既に全ての新規設備が市に引渡し済みであるときは、市又は構成企業が履行済みの部分については解除することができないものとし、市は、代表企業に対し、第 66 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価と第 67 条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

2 全ての新規設備が市に引き渡される前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合には、施工企業は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえで、市に返還する。また、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

3 全ての新規設備が市に引き渡される前に、第 1 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が施工企業に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、施工企業は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、代表企業に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(不可抗力事由に基づく解除)

第 78 条 市及び構成企業は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

2 市は、不可抗力事由により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、代表企業と協議のうえ、本件契約を変更し、又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。

3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に市に対し全ての新規設備が引渡し済みであるときは、市及び構成企業は、解除時において市又は構成企業が履行済みの部分については解除することができず、市は、新規設備の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又はき損した場合であっても、代表企業に対し、第 66 条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第 67 条の規定に基づく維

持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

4 全ての新規設備が市に引き渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が全部解除された場合、市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

5 全ての新規設備が市に引き渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が一部解除された場合、市は、一部解除の対象となった新規設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の代表企業に対する支払いを免れる。

6 全ての新規設備が市に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、施工企業は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還する。

7 全ての新規設備が市に引き渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が施工企業に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、施工企業は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、代表企業に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(本事業に関係する直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第79条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令が制定又は改正された場合（本件国庫交付金の全部又は一部が交付されないこととなった場合を含む。以下同様。）又は構成企業の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、市は、代表企業と協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第3項から第7項までの規定を準用する。

8. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項については、事業契約書の以下の条項の通りである。

(新規設備の本件契約終了時の状態)

第 80 条 契約期間の満了により本件契約が終了した場合又は第 47 条に規定する新規設備の供用開始時以後契約期間の満了前に本件契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能として提案した水準が保たれていない新規設備があるときは、構成企業は、当該新規設備を当該業務水準に補修（交換の他、既存冷媒管の新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）して、市に引き継がなければならない。ただし、市が、当該新規設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額の支払いを認めた場合、構成企業はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとし、市は、本件契約終了時に、構成企業に支払うべき対価がある場合には、その対価から、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除し、その残額を当初の支払スケジュールに従って支払うものとする。

2 第 47 条に規定する新規設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第 75 条に基づくものであって、市の債務不履行により新規設備について前項に規定する水準が保てなかったときは、構成企業は当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、市の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。

3 第 47 条に規定する新規設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第 78 条に基づくものであって、かつ新規設備の滅失又はき損を伴うものである場合には、構成企業は、当該新規設備を、契約期間満了までは稼動可能な状態を限度として市が定める状態にまで滅失、き損部分を補修した状態で市に引き継ぐことで足りるものとする。

4 前項の場合において、当該滅失又はき損を補修するために要する追加費用については、別紙 13 に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については各構成企業と協議する。この場合において、各構成企業は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

5 本件契約終了後、市が新規設備の引継ぎを受けた時点において、市は、新規設備の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、構成企業は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり、自らの義務を履行するものとする。

